通院ボランティア通信

No.96

はーと なび

一般社団法人 全国腎臓病協議会
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨１－20－9 巣鴨ファーストビル３階
2014 年 9 月 18 日発行 TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

全腎協 厚労省交渉

厚生労働省との予算交渉 介護と移動支援の拡充を要望

８月 19 日、全腎協は来年度予算をみすえた厚生労働省との交渉に臨み、25 項目からなる要望事項の実現を要請しました。

今年の要望項目のうち、通院送迎に関するものは下記の４項目です。全腎協は例年この厚労省交渉の場で透析患者の通院保障を要望してきましたが、東日本大震災や来年の介護保険改定を視野に入れ、今年は特に災害時の移動支援や介護保険関連を重点的に要望しています。

なかでも介護保険は、来年４月の改定により予防給付の一部が市町村主体の事業へ移行されることから、地域間格差の発生が懸念されています。この点について、交渉に臨んだ馬場享全腎協副会長は、「厚生労働省も地域間格差が発生する可能性は十分認識していました。ただし、それを問題視はしていない。４月からの要支援１・２の方向けのサービスについても、具体的な内容はこれまで公表されている情報以上のことは開示しませんでした。細かい部分はこれから決まるようです。」また、「通院を含む高齢者の移動支援を介護保険で保障してほしいという全腎協の考えに対しても、介護保険担当者は“通院それ自体は介護ではない”という理由から、“通院は介護保険で保障するものではなく、それはむしろ診療報酬の領域”との回答でした。」

ただし、住民税非課税世帯の方の介護保険自己負担免除に関しては、全腎協の主張が全面的に受け入れられ、「担当課より、前向きに検討したい、との回答を得ることができま

2015 年度予算 腎疾患総合対策に関する要望項目（通院送迎関連項目のみ抜粋）

○ 大規模災害の発生時には、都道府県と連携し、透析患者などの移動困難者の移動と避難場所、さらに避難先での医療の確保に取り組んで下さい。

○ 障害者総合支援法と同様に、介護保険についても住民税非課税世帯の利用料は免除して下さい。

○ 透析していても介護保険施設に入所できるよう、治療のための通院や夜間急変時に対応できる体制を整備して下さい。

○ 低所得者の透析患者が入所・入居できる介護保険施設や「サービス付き高齢者向け専用住宅」などの生活施策を整備して下さい。

した（馬場副会長談）。」

また、馬場副会長は、「介護をはじめとする福祉行政の実質的主体が中央から地方へと移る流れのなかでは、各市町村へのはたらきかけが重要になります。これからは国ではなく市町村への要望活動を強化していきたい。」と、今後の要望活動のあり方について述べました。

“高齢者が可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を続ける”を実現するためには、透析患者の場合、通院の保障が絶対不可欠であることを、今後も訴え続けいかなければなりません。

今回の厚労省交渉をもとに、全腎協では要望項目ごとにさらに掘り下げた内容の要望活動や折衝を行っていきます。

《トピックス》

高齢者の交通手段の確保に関する実態調査　結果報告書

四国４県高齢者の交通手段確保実態調査 総務省が公開

総務省は、四国全県を対象に今年４月～８月にかけて行った大規模な高齢者の交通手段確保に関する実態調査の報告書を公開しました。

四国は、高齢化率（人口に占める 65 歳以上の方の割合）が平成 24 年 10 月１日現在で 28.1％と、全国の高齢化率平均 24.1％に比べて高く、また、県内総面積の 69％が過疎地域の指定を受けているという地域特性があります。また近年は、バス路線の廃止等によって公共交通サービスがない「公共交通空白地域」が生じており、これらの地域の生活の足となる交通手段の確保が重要な課題となっています。

調査内容は、以上のような状況を踏まえ、公共交通の現況から、福祉有償運送やデマンド対応型交通の実施状況、各市町村独自の取り組みまで網羅的に把握されています。そのなかには、福祉有償運送のローカルルールの現況についての報告も含まれています。

この調査の最大の特徴は、詳細な調査であることに加え、４県にまたがる広い地域を対象にした点です。同様の実態調査は市町村単位で行われることが多いのですが、通院等では市外への移動というケースもあるため、市内の移動手段のあり方だけを調べても課題解決につながらないことがあります。生活圏単位での移動手段のあり方について考える際に、今回の調査の手法は有効的であると考えられます。今後、調査報告が有効活用されることが望まれます。

高齢者等の交通手段の確保対策に関する実態調査結果報告書（概要）
四国支局公表資料：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000308025.pdf
徳島事務所公表資料：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000308024.pdf
愛媛事務所公表資料：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000308025.pdf
高知事務所公表資料①：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000308026.pdf
高知事務所公表資料②：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000308133.pdf

《事務局より》

■地域支援事業について

これまでも「はーと・なび」でお伝えして参りましたとおり、来年４月から要支援１・２の方がご利用になる訪問／通所サービスが、地域支援事業へと移行します。この支援事業に関するご質問をいただきましたので、補足説明をさせていただきたいと思います。

・・・　・・・　・・・　・・・　・・・

地域支援事業は、いわゆる介護保険を使って受けるサービス給付（介護給付や介護予防給付）に比べると聞きなれない言葉ですが、介護が必要な状態になりやすい方に対し介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できることを目的に市区町村が行う事業です。具体的には、地域で行われている介護予防体操教室等の実施や、地域包括支援センターでの相談事業などが該当します。

地域支援事業の特徴は、介護給付・介護予防給付が事業内容や運営基準が全国一律であるのに対し、内容・基準等ついて市区町村の自由裁量が認められているという点です。また、地域支援事業には、大きく分けて、介護予防事業または介護予防・日常生活支援総合支援事業、包括的支援事業、任意事業、の３種類があります（下図参照）。

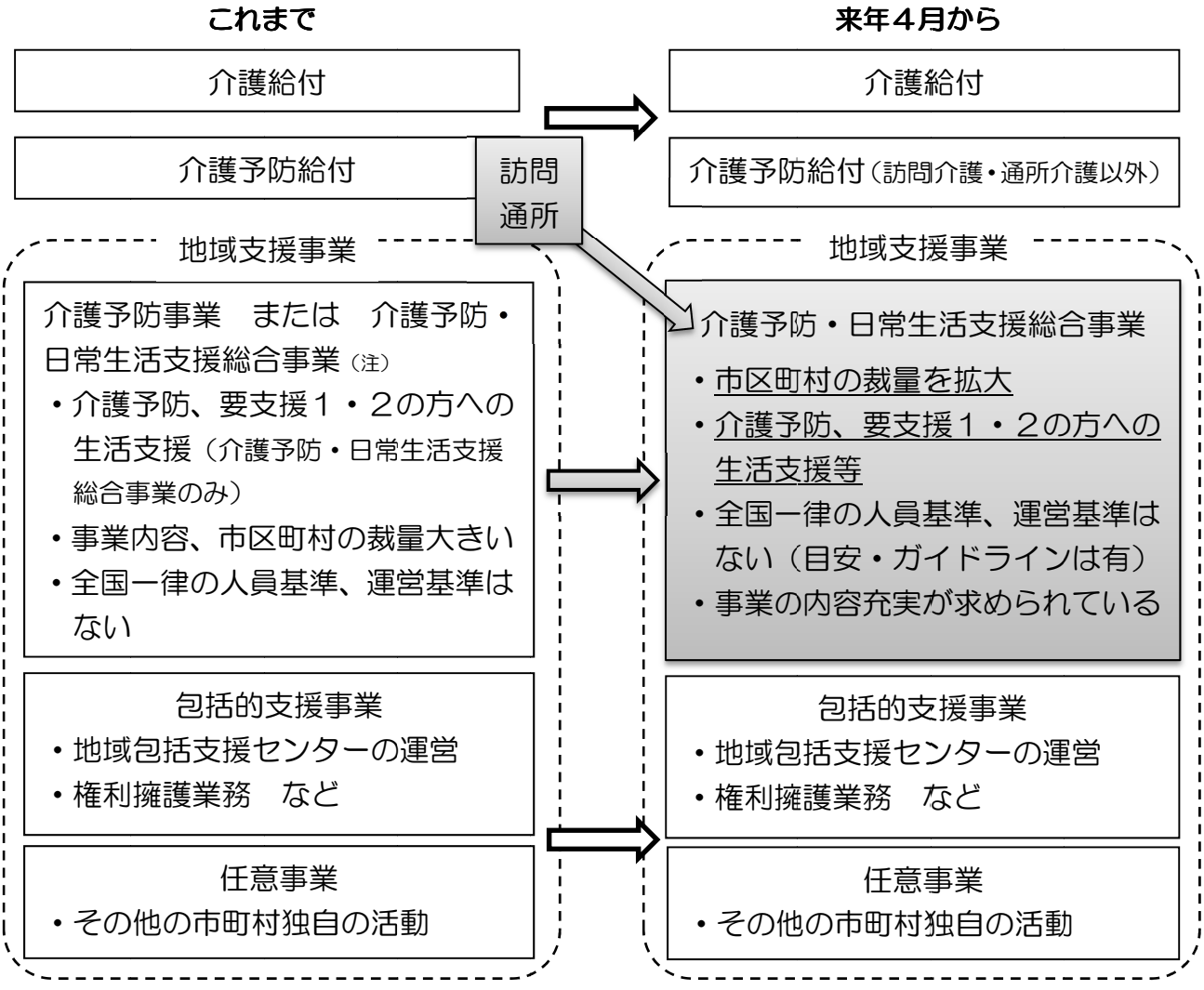

注：介護予防事業と介護予防・日常生活支援事業の違い
介護予防事業または介護予防・日常生活支援事業のどちらか一つを市区町村は選択し、実施します。
対象者に要支援者を含む場合、介護予防・日常生活支援事業となります。

３種類の地域支援事業のうち、来年４月に介護予防給付の一部が移行するのが、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合支援事業）の部分です。この部分は、今後、介護予防・日常生活支援総合支援事業となり、要支援者を必ず対象者に含み、市区町村の裁量が大幅に拡大されます。ちなみに来年４月から始まる介護予防・日常生活支援総合支援事業のことを旧来の同名の事業と区別するために、“新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業”と呼ぶことがあります。

前号の「はーと・なびＮｏ．95」でお伝えした要支援１・２の方が利用できる移動支援サービスも、この“新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業”のなかに位置づけられています。“新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業”には、移動支援サービスのほかにもさまざまなサービスが想定されていますが、それについてはまた別の機会にご紹介いたします。

■全腎協 講師派遣制度をご活用下さい！

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方等を対象に、通院送迎に関する勉強会、講演会への講師派遣を行っております。講師は、通院介護委員会の委員を中心に、全腎協役員のほかテーマに合った人材を派遣いたします。

通院送迎や介護保険、またその周辺知識に関する講演会、勉強会、研修会等の催しの際にぜひご活用下さい！

【テーマ】

- 全腎協通院介護支援事業の歴史
- 福祉有償運送とは
- 送迎事業所の開設ノウハウ
- デマンド型交通導入のノウハウ
  ～地域ぐるみの送迎システム構築について～
- 介護保険と通院送迎
- 富山型デイサービスとは

など

【講師】

馬場 享 通院介護委員長（全腎協副会長）
金子 智 通院介護委員（全腎協常務理事）
池田 充 通院介護委員

ほか

【お申し込み方法】

希望開催日の２ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として、全腎協事務局・送迎担当までお電話下さい。その際、テーマと講師についてご希望をお聞かせ下さい。

ＴＥＬ：03-5395-2631
※お電話は 13：30～18：00 にお願いします

その他、本件に関するお問い合わせ等も、上記までお願いいたします。皆さまからのお問い合わせをお待ちしております。

■７～９月活動状況報告書についてお願い

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。

通院送迎事業所の皆さまにはお手数ですが、９月の活動実績が確定次第、７月～９月分の活動状況報告書のご提出をお願いいたします。

事務局にとって、活動状況報告は日頃の皆様の活動や状況、要望を知ることができる大切な報告書です。お忙しいところ恐れ入りますが、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。